

医療機関等における職場復帰訓練

精神性疾患による休職中の教員を対象に、医療機関等における職場復帰訓練を実施しています。

① 対象

抑うつ状態や自律神経失調症等の精神性疾患により休職中の教員で、病状が改善し、復職を目指している方（所属学校における職場復帰訓練にはまだ早い方）

② 期間

年3回実施

- 第1クール 6月～8月（4月頃募集）
- 第2クール 9月～11月（6月頃募集）
- 第3クール 12月～2月（9月頃募集）

募集は、訓練開始期間の約3か月前に教育委員会及び都立学校長あてにメールで通知します。

③ 内容

- 6～10名程度のグループで、週3回（月・水・金）、原則として午前9時～午後3時まで3か月間実施します。
- 三楽病院精神科医師・臨床心理士、専門指導員等が担当します。
- プログラム概要（案）

曜日	月曜日	水曜日	金曜日
午前	運動療法	模擬授業	集団精神療法
午後	対人関係・コミュニケーション スキルトレーニング	模擬授業等 マインドフルネス	レクリエーション療法等

④ 参加までの流れ

- 所属学校を通してのお申込みとなります。
- 申請書および主治医の診断書等（所定の様式）が必要になります。参加を希望される場合は、学校長にお申し出ください。
- 申込み後、事前面接（ご本人と管理職の同席）があります。また、訓練終了時にも同様の面接があります。
- 申込み多数の場合、参加不承認となることがあります。

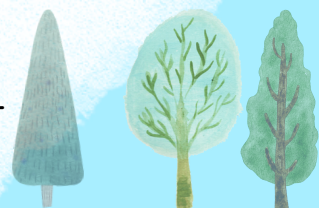
⑤ お申込みにあたっての注意点

医療機関等における職場復帰訓練を終えた場合、復職に先立ってリワークプラザ東京での所属学校における職場復帰訓練を3か月程度（その他事務手続き期間が必要）実施することをおすすめしますので、休職期間や復職希望時期等をご確認の上、お申込みください。

⑥ お問い合わせ（受託者）

公益社団法人 東京都教職員互助会 東京都教職員総合健康センター

☎ 03-5577-6197



2024年度

精神性疾患により休職している教員のための

「所属学校における職場復帰訓練」



所属学校における職場復帰訓練は、東京都教育委員会「リワークプラザ東京」が実施しています。

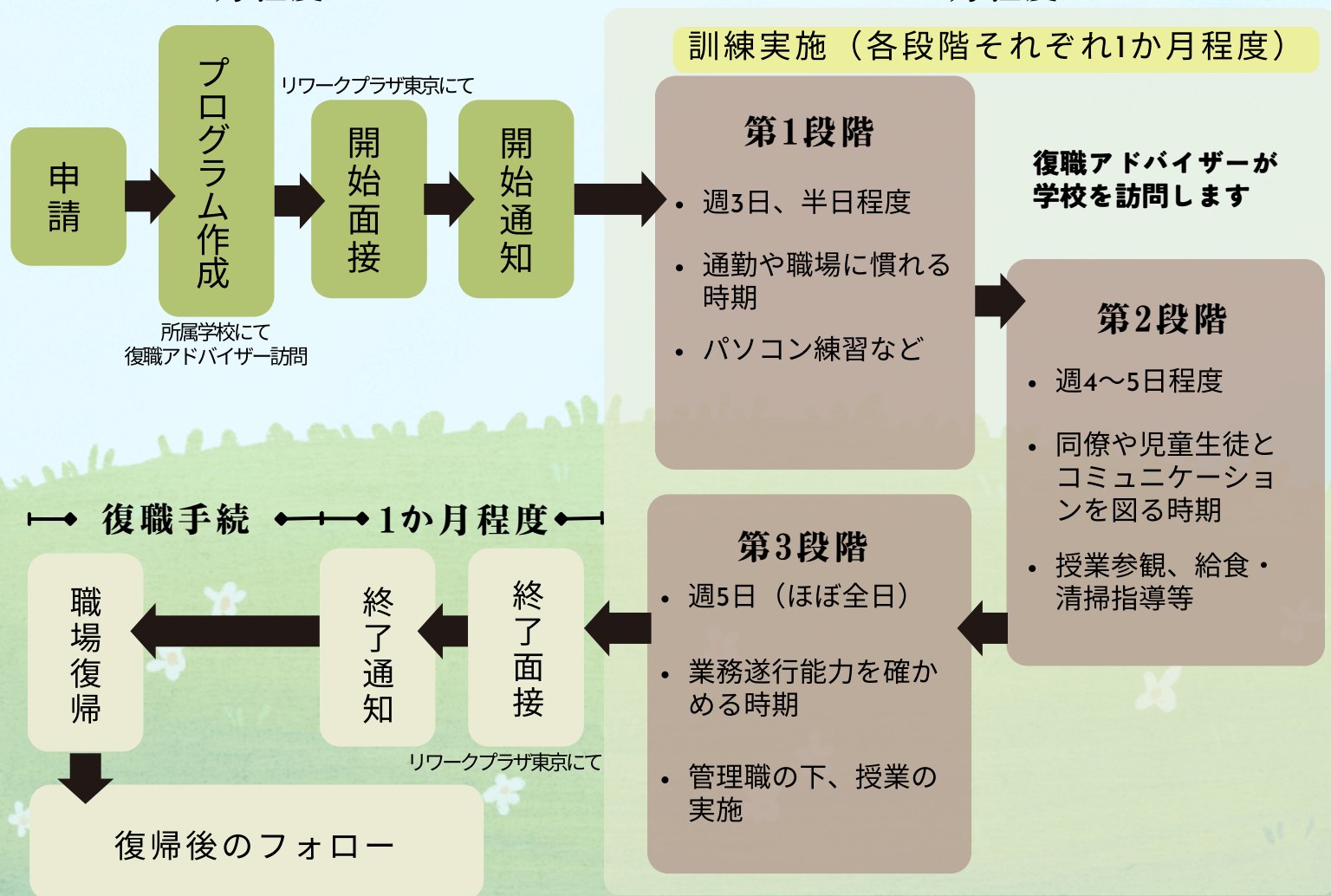
- ①訓練の対象者は、精神性疾患により病気休職中の東京都公立学校の教員の方（管理職・行政系職員は除く。）
- ②訓練期間は、約3か月が標準的です。訓練実施場所は、所属学校となります。
- ③訓練中は、傷害保険に加入します（都が負担します）。
- ④リワークプラザ東京の復職アドバイザー(臨床心理士及び管理監督者経験者)がサポートします。
- ⑤開始及び終了時には、精神科医による面接があります。
- ⑥復職後も電話や訪問にてフォローします。
- ⑦訓練を希望される場合は、まず、学校長にご相談ください。
- ⑧お問い合わせは、電話にてお願いします。

訓練のおおまかな流れ

申請から復帰まで（訓練期間及びプログラムの内容は、個人ごとに異なります。）

1か月程度

3か月程度



「リワークプラザ東京」
問合せ先

千代田区神田駿河台2-3-12
池坊東京会館2階

TEL : 03-5577-6197

平日9時～17時まで（祝祭日を除く）